徳島県多機関・多職種連携による

# ヤングケアラー支援マニュアル

概要版

## ヤングケアラーとは

**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に※行っていると認められる子ども・若者のこと**

※「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合を言います。具体的には、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。（R6.6.12 付けこ支虐第 265 号こども家庭庁支援局長通知）

障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。

家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

家族のケアやお手伝いは、こどもの思いやりや責任感を育む等の良い面もありますが、過度な負担が続くと、こども自身の健康、勉強、進路などに影響が出てくることがあると報告されています。

## 支援のポイント

- こども本人や家族から話をよく聞き、それぞれの気持ちに寄り添いながら、全てのこどもが個人として尊重される視点を持って支援をしていきましょう。
- 支援者の視点では支援が必要と思われたとしても、こどもや家族が支援を望まない場合があります。こども本人がケアをすることについてどのように考えているのかを確認し、こどもが支援に対してどのようなニーズを持っているのかを理解することが重要です。

徳島県ホームページ

こども家庭庁 ヤングケアラー支援特設サイト

問い合わせ先　徳島県こども未来部青少年・こども家庭課 ☎088-621-2176

# 支援の流れ

## 連携体制の基盤づくり

**気づく / つなげる / 支援する / 見守る**

### 気づく・職種内共有

学校、地域の施設、住民の方など、こどもや家庭に身近に接する方々

「気づき」を促すチェックシート

- 話を聞ける場合 → 本人・家族との対話 → 職場内で情報共有・対応の検討
- 話を聞けない場合 → 職場内で情報共有・対応の検討
- 高齢介護分野・障がい福祉分野（専門マニュアル）
  - 高齢介護分野（居宅介護支援事業所等） → 職場内で情報共有・対応の検討
  - 障がい福祉分野（相談支援事業所等） → 職場内で情報共有・対応の検討

職場内だけで対応できない・又は助言や相談が必要な場合

↓

### 市町村主管課に情報集約

↓

緊急性の判断 → 虐待に当たる可能性がある・こどもの権利を著しく侵害 → 児童虐待として対応（児童相談所）

↓

### 対応方針の検討

- 本人・家族との対話、意思確認
- 連携する機関の検討
- ケアの状況<br>利用している支援制度の確認
- 支援方針の検討

↓

### 本人・家族の意向をふまえた支援計画の策定

#### 課題解決型支援

- 関係機関との調整・役割の明確化
- 各機関による支援

#### 寄り添い・見守り型支援

- 「オンラインサロン」など当事者同士の交流の場への参加
- 地域の支援団体、支援者による寄り添い

↓

### 経過について情報集約・見守り・情報共有・モニタリング

## 徳島県 こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシート

徳島県では、令和 4 年度に県内の公立小学校 6 年生から高校生に対しヤングケアラーに係る実態調査を実施したところ、「世話をしている家族がいる」と答えた児童は、小学校 6 年生で 6.2%、中学校で 2.8%、高校生で 2.3% という結果が示されました。そのうち、費やす時間については、小学校 6 年生では 2 時間以上が 3 割程度存在し、一方で、7 割以上が世話について相談した経験がないなど、ケアラーと思われるこどもの実態が明らかになりました。

こどもが家族のケアを担う背景には、貧困や障がいなど、様々な課題が複合的に存在しています。**ヤングケアラーに限らず、困難を抱えるこどもや世帯を見逃さず、支援につなげるには、日々こどもと関わる大人の「気づき」が重要であるため、県では「こどもと家庭の支援のための『気づき』チェックシート」を作成しました。**

このチェックシートにより一人一人の家庭環境を考え、感じ取った違和感を職場内で共有してください。裏面（1）・（2）に該当する家庭は、継続的な見守りが必要であると捉えて頂くとともに、あなたの職場だけでは十分に対応できない場合には、市町村相談窓口につなぎ、連携して対応することが大切です。

## コンセプト

1. **支援が必要なこどもやその世帯に関わる主な傾向（気に留めておく項目）を意識する。**
2. **自分自身から伝えづらく、見落としやすい、困難を抱えるこどもに気づく目安とする。**
3. **気になるこどもがいた場合に、職場内で共有し、支援につなぐきっかけとする。**

## 使い方のイメージ

チェックシートにより、支援が必要なこどもの主な傾向を意識する

▼

チェックシートを使用し、気になるこどもがいる場合は、周りの職員に相談する

▼

周りの職員と情報共有を行いながら、職場内で対応策を検討する

▼

職場内だけでは対応できない場合・または助言や相談が必要な場合

▼

市町村相談窓口へご連絡ください

| 相談窓口 | | 電話番号 |
|---|---|---|
| 徳島市 | こども家庭センター | 088-621-5122 |
| 鳴門市 | こども家庭センター | 088-684-1095 |
| 小松島市 | 児童福祉課 | 0885-32-2114 |
| 阿南市 | こども支援課 | 0884-22-1677 |
| 吉野川市 | こども家庭センター | 0883-22-2267 |
| 阿波市 | こども家庭センター | 0883-36-6820 |
| 美馬市 | こども家庭センター | 0883-52-2333 |
| 三好市 | 子育て支援課 | 0883-72-7666 |
| 勝浦町 | 福祉課 | 0885-42-1502 |
| 上勝町 | 住民課 | 0885-46-0111 |
| 佐那河内村 | 健康福祉課 | 088-679-2971 |
| 石井町 | 子育て支援課(子ども家庭総合支援拠点) | 088-674-1623 |

| 相談窓口 | | 電話番号 |
|---|---|---|
| 神山町 | 健康福祉課 | 088-676-1114 |
| 那賀町 | すこやか子育て課（本庁舎） | 0884-62-1150 |
| 牟岐町 | 住民福祉課 | 0884-72-3416 |
| 美波町 | 福祉課 | 0884-77-3614 |
| 海陽町 | かいようこども家庭センター「あすも」 | 0884-73-4311 |
| 松茂町 | 子ども家庭支援室 | 088-678-2926 |
| 北島町 | 子育て支援課(子育て支援施設 Koti) | 088-678-6161 |
| 藍住町 | こども家庭センター | 088-637-3107 |
| 板野町 | 子ども家庭総合支援センター | 088-672-5567 |
| 上板町 | 子ども若者家庭支援室 | 088-637-6006 |
| つるぎ町 | 福祉課 | 0883-62-3116 |
| 東みよし町 | 福祉課 | 0883-82-6306 |

# 徳島県 こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシート

※必ずしも全て埋める必要はありません※

記入機関名

児童名

居住地

| 区分 | | No. | 気に留めておく項目・内容 | 該当 | 非該当 | 不明 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 記録日 | | | |
| | | | | 記録者 | | | |
| 基本情報 | 世帯構成 | 1 | こども（概ね 18 歳以下）の人数 | 人 | | | （1） |
| | | 2 | 世帯における大人の人数<br>※同居している家族構成（ ） | 人 | | | |
| | | 3 | 養育支援者の不在<br>援助者や頼れる人がいない、家庭内の育児負担の偏り、地域からの孤立等 | | | | |
| | | 4 | 3 歳未満の乳幼児がいる | | | | |
| | | 5 | 障がい又は配慮の必要なこどもがいる（手帳の有無は不問） | 人 | | | |
| | | | □慢性的身体疾患、身体障害 | 人 | | | |
| | | | □知的、運動、認知等の発達のいずれかに遅れが見られる | 人 | | | |
| | | 6 | 障がい又は配慮の必要な大人がいる（手帳の有無は不問） | 人 | | | |
| | | | □慢性的身体疾患、身体障害、要介護・要支援 | 人 | | | |
| | | | □精神疾患、精神不調、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）等 | 人 | | | |
| | | | □妊婦 | 人 | | | |
| 養育者 | こどもとの関わり | 7 | こどもへの評価・感情が否定的である<br>「かわいくない」「憎い」などの発言、しつけが厳しい、発達不相応な自立の要求等 | | | | （2） |
| | | 8 | 育児について拒否的な発言がある<br>養育よりも自己都合が過度に優先、生活上の関心がこどもにない、こどもへのケアや配慮が少ない等 | | | | |
| | | 9 | 養育に関する知識不足、家事・育児能力が不足している | | | | |
| | 生活歴 | 10 | 被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている | | | | |
| | 感情態度 | 11 | 感情や行動のコントロールに課題がある<br>些細なことで激しく怒る、感情的になる、攻撃的な態度をとる等 | | | | |
| | 自覚 | 12 | こどもへの虐待や過度の家事・ケア負担について自覚がある | | | | |
| こども | 衛生状態 | 13 | 身なりが整っていない<br>体や衣服の不潔感、髪を洗っていない、臭い、爪が伸びている、季節にそぐわない服装をしている等 | | | | |
| | | 14 | 必要な時に病院に通院・受診できていない | | | | |
| | 登校状況 | 15 | 学校に行っているような時間に、学校以外で姿を見かけることがある | | | | |
| | | 16 | 学校を休みがち（欠席・遅刻・早退等が多い）又は保健室登校をしている | | | | |
| | 家族へのケア | 17 | 日常的に家族のケアをしている（ケアの対象者： ）<br>買い物・料理などの家事、きょうだいの世話や送迎、障がい・病気・高齢の家族のケア | | | | |
| | | 18 | アルバイトをして家計を助けている（学費や携帯の支払い等） | | | | |
| | 心理行動 | 19 | 疲れている様子や精神的な不安定さがある | | | | |
| | | 20 | 家族のことや将来に対する不安や悩みを口にしている | | | | |
| | | 21 | 相手と視線が合わせられない | | | | |
| | | 22 | 落ち着きがない | | | | |
| | | 23 | 些細なことでもすぐにかっとなるなど乱暴な言動が見られる | | | | |
| | | 24 | 食べ物への執着が強い（過食等）、又は食欲不振など、食事に関する課題がある | | | | |
| 世帯環境 | | 25 | 経済的困窮を抱えている<br>経済的支援でのみ生活、経済的不安や心配、世帯に労働者がいない等 | | | | 参考情報 |
| | | 26 | 養育者に時間的制約がある<br>介護、多子世帯、長時間就労、夜間または頻繁な出張を伴う就労環境等 | | | | |
| | | 27 | 養育者が精神的負担を抱えている<br>疲労、育児不安・ストレス、無気力、一人で抱え込む、援助要請の困難等 | | | | |
| | | 28 | 家庭の様子に違和感がある<br>不衛生、居所不定、安全への配慮がない、DV、不和、極端なこだわりや固執等 | | | | |
| | | 29 | 養育者のいずれかが外国にルーツがある | | | | |

| 記録者の所見（追記情報・気になる事項等） | こどもや家族が利用している機関 | (1)及び(2)に該当し、自機関以外の支援が必要な場合 |
|---|---|---|
| | こどもや家族の支援の希望有無 | ▼ |
| | 有り 無し 不明 | 市町村相談窓口へ【裏面参照】 |